

令和7年9月定例会 総務委員会（付託）  
令和7年9月25日（木）  
〔委員会の概要 生活環境部・労働委員会関係〕

出席委員

委員長 古野 司  
副委員長 岡本 富治  
委員 福山 博史  
委員 眞貝 浩司  
委員 立川 了大  
委員 庄野 昌彦  
委員 近藤 諭  
委員 梶原 一哉  
委員 達田 良子

委員外議員

議員 扶川 敦

議会事務局

議事課長 郡 公美  
議事課課長補佐 小泉 尚美  
議事課主任 広田 亮祐

説明者職氏名

〔生活環境部〕

部長	飯田 博司
交通・生活安全担当部長	佐藤美奈子
副部長	吉成 浩二
次長（人材確保担当）	福岡 克己
次長（食肉衛生検査所長事務取扱）	都築 謙治
生活環境政策課長	島 智子
県民ふれあい課長	岩田 美穂
労働雇用政策課長	井口 貴弘
労働雇用政策課担当課長	山本 雄史
労働雇用政策課移住交流室長	南部 玲子
多文化共生・人権課長	山田 寛之
交通政策課長	橋本 貴弘
消費者政策課長	城福 隆志
安全衛生課長	中村 卓史
動物愛護管理センター所長	山本 晃久

サステナブル社会推進課長	松本 進一
環境指導課長	加藤 貴弘
環境管理課長	田中 麻理
保健製薬環境センター所長	相原 文枝

〔労働委員会〕

事務局長	坂東 淳
事務局次長	秋山 孝人
事務局審査調整課長	中山 貴晶

---

生活環境部

【報告事項】

- 徳島県日本語教育の推進に関する基本方針の策定について（資料1、資料2）

労働委員会

【報告事項】

なし

---

古野司委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時31分）

直ちに議事に入ります。

これより生活環境部・労働委員会関係の審査を行います。

生活環境部・労働委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

飯田生活環境部長

この際、1点御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

徳島県日本語教育の推進に関する基本方針素案でございます。

6月定例会におきまして策定方針をお示しさせていただいた後、7月及び8月に、有識者や在住外国人、外国人を雇用する事業者などで構成する日本語教育総合調整会議（調整会議）を開催し、日本語教育に関する機関へのヒアリングや日本語教育に関するアンケート調査の結果を踏まえまして、専門的見地や現場目線に立った御意見や御提言を頂き、この度基本方針素案として取りまとめたものでございます。

まず、第1章、基本方針の概要につきましては、策定の背景、趣旨といたしまして、徳島県に住む全ての外国人が円滑に生活し就労できるよう、日本語を学ぶ機会を拡充し、日本語教育を効果的、効率的に進めるために策定することを記載しております。

第2章、徳島県における日本語教育の現況と課題では、日本語教室の開催状況などを踏まえまして、生活や労働、教育などそれぞれの場における課題を記載し、第3章、徳島県

の日本語教育の方針では、多文化共生社会の実現を目指すため、多様で幅広い関係機関がそれぞれの役割を認識し、密接に連携しながら、一体的に日本語教育を推進することとしております。

2ページを御覧ください。

第4章、徳島県の日本語教育の推進に関する施策におきましては、関係機関・団体との協力体制の構築、連携の推進や日本語教育・「やさしい日本語」の情報発信と普及啓発など、大きく五つの項目ごとに取り組むべき施策を整理しております。

第5章、評価と見直しにおきましては、施策の実施状況や効果などを評価しながら、必要に応じて見直すことといたしております。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、今定例会で御論議いただいた後、10月に実施するパブリックコメントを経まして、11月定例会に成案を御報告させていただく予定としております。

以上が、徳島県日本語教育の推進に関する基本方針素案の概要でございます。

なお、詳細につきましては、資料2を御覧ください。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

坂東労働委員会事務局長

本委員会における報告事項はございません。

どうぞよろしくお願ひいたします。

古野司委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

福山博史委員

私から、何点か質問させていただきます。

昨年11月定例会の代表質問において、自然環境や生物多様性の損失を食い止め回復させるネイチャーポジティブの取組についてお伺いしたところ、産学官金が連携したプロジェクトチームを設置し、県内の取組への支援を行うとの力強い御答弁を頂きました。

まずは、その後の進捗状況について教えてください。

松本サステナブル社会推進課長

ただいま、ネイチャーポジティブの進捗状況につきまして御質問を頂きました。

2030年までに生物多様性の損失を食い止めて反転させ、回復軌道に乗せることを意味するネイチャーポジティブにつきましては、2022年12月に開催されました生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された世界目標です。

そして、世界中で自然環境の劣化が進行する中、社会経済活動の基盤である自然環境に配慮した経済活動を実践するネイチャーポジティブ経済への移行は、世界的な潮流となっ

ているところです。

委員から昨年11月定例会で御提案いただきましたネイチャーポジティブは、本県の豊かな自然を次世代に継承するとともに、県内事業者の経済活動を持続可能とするために非常に重要であると考えております。

このような中、県としましては本年3月、株式会社徳島大正銀行、とくぎんトモニリンクアップ株式会社と、自然環境に配慮した持続可能な経済活動の推進に関する連携協定を締結するとともに、その取組を進めていく決意表明として、ネイチャーポジティブ宣言を3者共同で行いました。

この宣言は、自治体と地元企業や金融機関との共同宣言ということで、全国で初の事例として、国からも今後の取組に期待が寄せられているところでございます。

また、去る4月28日には、徳島大学や株式会社徳島大正銀行をはじめ、産学官金が連携した徳島ネイチャーポジティブ経済移行推進本部（推進本部）を設立いたしまして、事業推進体制を整備するとともに、7月からは、自然環境に配慮した経済活動についての国内外先行事例の調査や、事業者へのヒアリングに着手したところでございます。

今後もこの推進本部を核といたしまして、県内事業者への普及啓発や実践を促す取組を展開してまいります。

#### 福山博史委員

推進本部を設立して事業推進体制の整備を行うとともに、先行事例調査やヒアリングに着手するなど、確実に取組を進めていただいているということで安心しました。

豊かな自然環境に恵まれた本県において、ネイチャーポジティブ経済への移行は大変意義ある取組であり、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、もう1点お伺いいたします。

今後、このネイチャーポジティブの取組を県内で更に普及、定着させていくために、具体的にどのように取り組んでいく予定なのか教えてください。

#### 松本サステナブル社会推進課長

ただいま、今後の取組につきまして御質問を頂きました。

今後の具体的な取組といたしましては、先ほども申し上げました国内外の先行事例につきまして調査研究を行い、その成果を活用いたしまして、ネイチャーポジティブを実践する人材の育成を目的とした研修会を11月と2月に開催する予定としております。

この研修会では、生産者、事業者、環境関係団体、市町村の担当者等を中心に、県内全域から広く参加者を募りまして、先行事例の紹介やワークショップなどを実施する予定しております。

特に、ワークショップにおきましては、参加者をグループ分けいたしまして、今後、県内で普及、実践を進めていくために必要な事項や連携策についての意見交換を行うこととしております。

そのほか、先行事例の研究成果や事業者ヒアリングの結果を踏まえ、経済効果の算定を行い、本県でのネイチャーポジティブの具現化を前提とした有効なビジネスモデルの整備にも取り組んでまいる予定としております。

広く県内事業者が自然環境に配慮した経済活動を行うことで、県内全域で環境と経済の好循環の加速につなげることが重要だと考えております。

一次産業の活性化はもとより、生物多様性の保全に資する里山・里海づくり、また自然共生サイトの認定、さらには、今後脱炭素や循環経済にもつながる具体的な実践モデルの創出が図られますよう、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

### 福山博史委員

推進本部において、ネイチャーポジティブの普及・啓発・定着に向けた取組を積極的に進められていることがよく分かりました。今後、県内各地で多くの実践モデルが創出されることを期待しております。

もう1点、グローバルな視点を持った若い人材の育成について質問させていただきます。

県においては、本年6月に国際消費者シンポジウムin徳島を開催され、私たちの生活に身近な食の観点から持続可能な社会づくりにもつながるエシカル消費について取り上げ、とりわけ次代を担う国内外の大学生や高校生が主役となる議論が展開されました。学生たちは、翌日からの第20回食育推進全国大会にも参加されたとのことで、食品ロスなどの課題について見識を深める良い機会になったと思います。

また8月には、とくしま高校生エシカルサミットが開催され、県内はもとより全国から集った高校生が、食に関するエシカル消費についてすばらしい発表をされたと伺っております。

消費者庁新未来創造戦略本部が本県に開設されて5年が経過する中、エシカル消費をテーマに、高校から大学へとつながる良い循環が育ってきていると感じております。

こうした取組を一過性で終わらせる事なく、未来に向けてグローバルな視点を持った人材を育成していくべきであると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか教えてください。

### 城福消費者政策課長

ただいま福山委員から、グローバルな視点を持った若い人材の育成について御質問を頂いております。

本県では、令和元年のG20消費者政策国際会合の開催を受けまして、次年度以降、とくしま国際消費者フォーラムを開催するとともに、コロナ禍の令和3年度から、国内外の大学生が主体となるオンライン交流を開始し、参加大学が当初の県内3大学、海外2大学から順次拡大する中、学生主体の議論も着実に深化が図られているところでございます。

こうした中、本年6月の国際消費者シンポジウムin徳島におきましては、消費者庁の政策創造と国際連携を担う新未来創造戦略本部と連携いたしまして、国際定期便が就航した韓国、香港からの専門家など、日本を含め8か国から約230名が参加し、今後につながる前向きな議論がなされたところでございます。

その中で、県内4大学の学生とオーストラリア、マレーシア、フィリピン、タイの海外4大学の学生が、エシカル消費の在り方をテーマに、昨年度のオンライン交流での議論を踏まえ作成したハンドブックについて、お互いに議論を交わすとともに、8大学の取組に共通する項目を取りまとめた消費者行動宣言を、学生代表が発表したところでございます。

その後、参加した学生には、これまでの議論を踏まえまして、持続可能な社会の実現に向けた国や企業の果たす役割について新たに提言案を考えていただいており、近く取りまとめまして、今年中に国に直接提言する機会を創出する予定としております。

また、国際定期便で本県と直接つながり、食品ロス削減対策先進国ともいわれます韓国と、この度のシンポジウムを通じて新たなつながりが生み出されたことから、県内の大学生を同国に派遣いたしまして、韓国の消費者行政を所管する韓国消費者院を訪問し、先進的な取組についての講義の受講や韓国の大学を訪問し、県内の大学生が行う取組の紹介、ディスカッションなど学生間の交流を実施するとともに、帰国後には、参加した大学生による成果報告会を県内で開催する予定としております。

今後もこうした取組を継続、深化させまして、参加した学生自身の成長はもとより、その取組を次の世代にしっかりと引き継ぐことで、消費者庁新未来創造戦略本部が本県にある強みを生かしながら、消費者を取り巻く課題をグローバルな視点で捉えられる若い人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 福山博史委員

エシカル消費については、持続可能な将来の社会とも深く関わることから、特に10代、20代の若い世代が自分事として捉えるなど、非常に関心が高いとよく聞きます。

回答いただいたような取組を未来に向けて深化させることで、学生が徳島でエシカル消費に携わることで世界とつながる機会が生まれ、学生自身の成長はもちろん、若者の県内大学への進学意欲の向上といった好循環につながることを期待して質問を終わります。

最後に、先ほど報告があった徳島県日本語教育の推進に関する基本方針（基本方針）の素案について、何点か質問いたします。

6月定例会の総務委員会において、基本方針策定の背景や趣旨、基本方針の構成案策定スケジュールが示され、7月と8月に開催した日本語教育総合調整会議では様々な意見や提言があったとのことですが、どのような内容だったか教えてください。

#### 山田多文化共生・人権課長

ただいま、日本語教育総合調整会議での意見や提言に関する御質問を頂いております。

基本方針の素案を作成するに当たり、有識者や在住外国人、外国人を雇用する事業者、地域の国際交流団体など幅広い分野の皆様で構成されます調整会議を、7月31日及び8月25日に開催いたしました。

会議の中で、日本語教育に関する有識者の皆様からは、日本語教育に関する国の動きをしっかりと捉えることが必要、外国人にも理解しやすい、やさしい日本語の周知活用の推進といった御提言を頂いております。

また、在住外国人の皆様からは、日本語を学ぶ上で、就労先あるいは居住地域での支援が重要である、就労先で阿波弁が分からずに困ったという御意見を頂いております。

外国人を雇用する事業者からは、既に県内で在住し日本語を習得している外国人材を活用してはどうかという御提言がございました。

地域において日本語教室を運営する国際交流団体からは、県内に在住する外国人コミュニティとの連携を図ること、労働者だけでなく、児童生徒あるいはその保護者に対する支

援強化も必要であるといった御意見を頂いております。

これらの御意見や御提言のほか、さきに実施しましたアンケート調査の結果を踏まえまして、本日お示ししております基本方針の素案を作成いたしました。

### 福山博史委員

それぞれの分野の方から様々な意見や提言がなされたということですが、基本方針の実効性をしっかりと確保するためには、これらの意見や提言を踏まえた施策を進めていく必要があるものと考えます。

また、今月5日には国の日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の改定が閣議決定され、国の動きを捉えた方針策定も必要と思われます。

調整会議での意見、提言や国の動きを踏まえ、今後どのような施策に取り組んでいくのか具体的に教えてください。

### 山田多文化共生・人権課長

調整会議での意見、提言や国の動きを踏まえ、どのように施策に取り組んでいくのかという御質問を頂いております。

関係機関の間での連携を強化するため、市町村や地域の国際交流団体などとの調整役を行う地域日本語教育コーディネーターを育成、配置いたします。

また、在住外国人が日本語を学ぶ機会にアクセスしやすいように、SNSを活用して日本語教室開催の情報を発信するとともに、外国人、日本人双方のコミュニケーションを促すために、やさしい日本語の普及啓発に取り組みます。

続いて、時間や場所を気にせずパソコンやスマホなど多様なデバイスで学習できるデジタル教材の充実を図るとともに、アンケート調査で学習ニーズがありました防災や医療、阿波弁といった特定のテーマに関する学習教材を提供いたします。

また、日本語指導に当たる人材を育成、確保するために、日本語学習ボランティアの養成や指導力向上の研修機会を提供いたします。

より効果的、効率的に日本語教育を推進するために、他の都道府県の先進事例、あるいは活用が可能なデジタル技術に関する調査研究を行ってまいります。

これらの施策によりまして、基本方針の実効性を高め、日本語教育を推進してまいりたいと考えております。

### 福山博史委員

6月定例会でも答弁がありましたが、令和6年度末の県内における在住外国人数は8,907人、同じ年の10月時点の外国人労働者数は6,452人で全体の約7割を占めており、人口減少、労働力不足が進む中、在住外国人は今後ますます増加するものと見られます。

県内の在住外国人の皆さんのが安全・安心に暮らし、就労し、ますます活躍するためには、重要なコミュニケーションツールである日本語を学ぶ機会を提供し、習得してもらうことが必要あります。

県では、地域日本語教育コーディネーターの配置やデジタル教材の活用、日本語教育の

人材育成などに取り組むということですが、国への補助拡充の要望活動を含めて必要な予算の確保に努め、これらの施策を着実に推進することで、しっかりと日本語教育を進めてもらいたいと思います。

また、日本語教育の推進には、県だけではなく市町村、地域の国際交流団体、事業者など、関係する機関との連携した取組が不可欠となります。関係機関との連携を深め、在住外国人の日本語教育を更に進めていくことを要望して、質問を終わります。

#### 近藤諭委員

私も、徳島県日本語教育の推進に関する基本方針の素案に関する質問をさせていただきます。

法務省の出入国在留管理庁によれば、令和6年の技能実習生の失踪者は全国で6,510人。これは平均して全体の1.4%、徳島県では48人が失踪していると聞いております。

失踪理由について統計データはありませんが、今後の失踪者を減らし、県内の在住外国人が活躍できるようにするために、国や事業者による取組とともに、県による就労面や生活面の独自の支援も重要と考えます。

現在、県では在住外国人に対してどのような支援を行っているのか教えてください。

#### 井口労働雇用政策課長

私から、まず外国人の就労面をお答えさせていただきます。

人口減少の中、労働力不足を補うために、県内企業における外国人労働者の活用が進んでいるところであります。県としましては、外国人労働者の支援や企業における適正な就労環境づくりを支援しているところでございます。

具体的には、外国人労働者への支援としまして、就職、転職、賃金、労働時間、休日など様々な仕事の悩みに対応する相談窓口を設置しているほか、日本語能力の向上支援としまして、接客や電話対応、社内でコミュニケーションを取るなど、職場で通用するビジネス日本語講座や日本語能力試験対策の講座などを開催しているところでございます。

次に、企業における適正な就労環境づくりの支援といたしましては、今年度に創設しました徳島県外国人材受入環境整備事業補助金によりまして、企業が実施します従業員の日本語能力向上の経費や宿舎の生活環境改善経費、インターンシップや企業見学の受入経費などを支援することとしております。

このように、技能実習生を含めました外国人労働者からも、働きやすい職場環境づくりに努めておるところでございます。

#### 山田多文化共生・人権課長

引き続きまして、私からは、広く在住外国人の皆様に向けた支援について回答いたします。

在住外国人が増加する中で、外国人が県内で安全に安心して生活できるよう、公益財團法人徳島県国際交流協会に英語、中国語、ベトナム語に対応できる相談員を置くほか、4者間電話通訳システムの導入によりまして21言語に対応可能な生活相談窓口を設置しております。

また、生活する上で必要な日本語を学ぶために、徳島県国際交流協会をはじめとした県内の9市町10か所及びオンラインでの日本語教室を開催しております。

加えまして、県民の国際理解促進を目的としたフォーラムの開催や、今後、発生が懸念されます南海トラフ巨大地震などの災害に備えまして、在住外国人の皆さんにも参加いただく防災訓練などを実施しており、これらの対策を通じて在住外国人の支援を推進しております。

### 近藤諭委員

県が行う支援についての御答弁を頂きました。

技能実習生の失踪にはいろいろな背景とか理由があると考えられますけれども、例えば職場や地域住民との意思疎通がうまく取れず、仕事上、生活上のルールを十分に把握できないためトラブルに至り、居づらくなつたという人もいるのではないかと思われます。

また、大きな要因として、言葉の壁、日本語能力の不足によりコミュニケーションがうまく取れないことも大きな理由になると推察されます。

このようなケースを防ぐためにも、県独自に日本語教育の推進に関する基本方針を策定することは本当に意義があるものと考えられますが、この基本方針を実効あるものにするためには、行政だけでなく様々な関係機関や団体と連携して取り組んでいく必要があると思います。この点について県の考え方を教えてください。

### 山田多文化共生・人権課長

近藤委員より、様々な関係機関や団体と連携して取り組んでいくことに対する県の考え方について御質問を頂きました。

委員お話しのとおり、基本方針の実効性をより高めるためには、市町村や地域の国際交流団体、外国人を雇用する事業者など、関係する機関との連携強化が重要であると認識しております。

連携強化の施策といたしまして、県内の有識者や在住外国人などで構成いたします日本語教育総合調整会議の開催、日本語教育を進めていく上で地域の調整役となります地域日本語教育コーディネーターの育成配置、市町村と地域の国際交流団体との連携を図り、両者による日本語支援ネットワークを強化する機会の創出を今回の方針に盛り込むことにしております。

また、同じ国の出身者で構成されます在住外国人コミュニティや、常日頃から外国人との交流機会の多い外国人支援ボランティアの皆様は、情報発信をする上で大きな力になつていただけだと考えております。

これらを含めました関係機関との間での連携を構築し、更に強化することで、基本方針の具現化に向けた施策をしっかりと進めてまいります。

### 近藤諭委員

徳島県の人口が減少する一方、在住外国人が増加する中、就労や生活面での相談支援と併せて、在住外国人に向けた日本語教育を推進することは重要であると考えます。

また、在住外国人のコミュニティは、県境を超えた強い結び付きを持っており、県が外

国人に対する施策をしっかりと推進すれば、その評判はコミュニティ間で伝わり、徳島県の魅力向上にもつながると考えられます。

徳島県警も、技能実習生が来県した際に、企業側の要請を受けて、企業を訪問して日本の交通ルール、マナー等の講習会を開催していると聞いております。

今回の基本方針をしっかりと策定することで、県内に在住する外国人の皆さんの中でも日本語能力を向上して、地域の中でこれまで以上に活躍できるよう取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

#### 梶原一哉委員

私も徳島県日本語教育の推進に関する基本方針についてお伺いいたします。

今、御説明があったのですが、資料2の4ページに、多くがボランティアで運営されていますということで、ボランティアで参加されている方の数と、ボランティアの方に対する手当てでどういった支援があるのか、まず教えてください。

#### 山田多文化共生・人権課長

ボランティアの数及び有償・無償支援ということについて御質問を頂いておりますが、各地域の日本語教室でボランティアとして活動されている方の数だと思いますけれども、誠に申し訳ございませんが、手元に資料はございません。

有償、無償につきましても、有償だったり無償だったりということで、統一された規格はございません。

#### 梶原一哉委員

ボランティアの方もお忙しい中、無償でやられたり、有償だったりするのでしょうかけど、ボランティアの方がいなくなったら運営ができないわけで、その辺は丁寧に、県も持続していくようにしていただきたいと思います。

今、この地域日本語教室は県委託というのがありますけれども、県委託の教室に通われている外国人の方は何人いらっしゃるのですか。

#### 山田多文化共生・人権課長

ただいま、県委託での地域日本語教室で学ばれている外国人の方の数に関する御質問を頂きました。

先ほど答弁させていただきましたが、まず開設数でございますけれども、県では5市4町10か所、プラス、オンラインでの日本語教室を開催しております。

令和6年度は、合計で492人の方に受講していただいております。

#### 梶原一哉委員

492人と多くの方が学ばれているというのは驚きました。また、さらに県内で約8,900人の方がおられるということですので、まだほんの一部の方だと思いますが、これからどんどん参加される方が増えるように、しっかりと周知を図っていただきたいと思います。

それと、4ページに、外国人児童生徒等支援のみという青丸があるのですけど、小松島

市だけで行われているのですね。これは何か理由があるのですか。

山田多文化共生・人権課長

ただいま、児童生徒の皆さんへの支援ということで御質問を頂きました。

小松島に限らず、教育委員会で全県的に実施されております。

梶原一哉委員

小松島市だけで外国人の児童生徒に対する教室を行っていて、全県的に、赤丸、青丸でやられているということによろしいですか。

山田多文化共生・人権課長

全県で児童生徒のいろんな支援をされているかという確認の御質問でございますが、お見込みのとおりでございます。

梶原一哉委員

今、県立しらさぎ中学校で、かなり多くの外国人労働者の方が昼間の大変な仕事をこなされて、夜、勉強に来られています。

ですので、全県的にやられているのはいいと思うんですけども、こうしたしらさぎ中学校もしっかりと活用を図っていただいて、しらさぎ中学校はいろんな国の方が一生懸命学ばれています。また、しらさぎ中学校から徳島中央高校とか、県内の定時制通信制の高校に進学される方もこれからどんどん増えてくると思います。

そういう意味で、夜間中学は無料ですので、その辺はこの今の教室だけに頼るのではなくて、通うのは大変ですけど、せっかく県立のしらさぎ中学校があるわけですから。そこでは、義務教育の勉強と、プラス、日本語の習得も念頭に行われています。その辺はしっかりと連携してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それともう1点は、リチウムイオン電池の廃棄についてお伺いしたいと思います。

今、スマホをはじめとして、パソコンでもコードレスの商品とか、ほとんどの小型家電にリチウムイオン電池が使われていますけれども、この電池が原因の火災の発生が全国で相次いでいます。

今朝のNHKニュースでも、東京のマンションでモバイルバッテリーから発火して火災が起ったというニュースが出ました。また、つい先日も県民の方から、リチウムイオン電池の廃棄ができなくて困っているというお声もありました。

県も、ホームページで、リチウム蓄電池等の適正処理についての危険性を訴えているんですけども、県内で小型家電の回収ボックスを置いている所もあるように聞いていますが、その自治体はどれぐらいあるのでしょうか。状況を教えていただければと思います。

加藤環境指導課長

ただいま梶原委員より、リチウムイオン電池の回収体制についての御質問を頂きました。

ただいま委員からもお話をございましたように、リチウムイオン電池につきましては全国的に火災事故が発生しております、国では、本年3月に安全な処理体制の構築のため

に市町村に対して分別回収と適正処理についての通知が出されたところでございます。県におきましては、そういった動きも鑑みまして、5月30日に小型家電リサイクル推進会議を新たに立ち上げ、国にも入っていただき、市町村にも参画いただいて、回収体制あるいは安全管理について周知徹底させていただいたところでございます。

環境省でも、9月1日には、同じように市町村向けの説明会を実施されて、現在各市町村で適正な運用を図るために取り組んでいるところでございます。

こうした動きを受け、県内では現在21の市町村が、それぞれ状況と実情に応じた回収体制ということで、ボックスを置いて回収している所、いわゆる分別ステーションを構えて、そこに乾電池はこちら、リチウムイオン電池はこちらという形で分けて回収している所が大体17ございまして、ボックスが六つございます。

あとは、清掃工場に持ち込んでいただくことをお願いしている自治体が9自治体あると聞いておりまして、残りの3市町につきましても、未整備な状況ではございますが、県からも働き掛けてリチウムイオン電池が回収できるように取り組んでいただくよう、依頼、啓発をしているところでございます。

### 梶原一哉委員

21市町村で、一応回収はされているということなのですが、私も徳島市に問い合わせたら、徳島市はエコステーションで回収を行っているということなのです。回収は全ての小型家電を行っているのではなくて、県のホームページに載っていますけれども、一般社団法人J B R Cがリチウムイオン電池の回収を行っている国の関連団体だと思うのですが、ここに登録しているメーカーの電池だったらエコステーションは引き取るということです。

ですので、小型家電をばらして、そこに書かれているものがパナソニックなのか、サンヨーなのか、それを確認すること自体も大変だし、一般市民・県民の方からしたら大変複雑で困っているようでございます。

一般廃棄物の処理については、市町村が担うべきものというのは分かっているのですけれども、県としても、県内の自治体で回収ボックスは六つということで、やはり回収ボックスは徳島市役所や町役場でも、入り口とかにあったら全然違うと思うんです。そういう動きは今、全国の市町村で広まっていますので、是非とも、県もそういったことを後押ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

### 加藤環境指導課長

ただいま梶原委員からございましたように、市町村の回収ボックス以外に一般社団法人J B R Cに登録している販売店、これはいわゆる家電量販店、ケーズデンキさんとかヤマダデンキさんだと思いますが、そういったところでも有料の回収を行っていると。

県民の皆様にとって、有料で回収するのに500円が要るという話になると、利便性とかなぜという話もあるかと思います。様々、県にもお問合せを頂いているところでございます。リチウムイオン電池自体の廃棄あるいは処分に関しては、例えばペットボトルのように、まだリサイクルルートがきっちり構築されているものではございませんので、そういったところで処分費用が発生してしまうこともございまして、市町村もそういった対応についてどうするかを検討している、そして民間の事業者も、販売店さんと一緒にそ

といった検討をしているという状況でございます。

昨今の動きを受けまして、国におきましても、資源の有効な利用の促進に関する法律の中で指定再資源化製品に、先ほどお話にも出ましたモバイルバッテリーとか、あるいは大変数が多いといわれております加熱式タバコなども、資源循環ルートの中で国が義務付けていくという方針が出ております。来年の春にこの方針ができますので、そうなりますと、いわゆる製造メーカーや販売代理店などが主導で、リサイクルルートがもっと確立していくと思います。

集めたものを引き取っていただけるところがないと、なかなか回収ボックスも増やせないのが実情だと思いますので、そういう民間の動きもしっかり見据えながら、国の動向も注視しながら、我々としても市町村に情報提供を通じて働き掛けてまいりまして、より利便性の高い形で、県民の皆様がリチウムイオン電池をどこに捨てたらいいんだろう、どこに持つて行つたらいいんだろうということが、すぐに解決できるような体制づくりを続けていきたいと思います。

### 梶原一哉委員

大きな問題ですので、国もルールづくりをしているということあります。

また、回収ボックスで小型カメラを回収されますけれども、リチウムイオン電池の発火を予防するだけでなく、最近よく言われますレアメタル、希少金属は、今、中国が生産が大きいということで、アメリカも生産しないといけないとか今日のニュースでも出ていましたが、携帯電話とかにはレアメタルが非常に多く使われているということで、その再資源化をするという動きがございます。

そういう意味で今、家電量販店に行つたらお金也要るし、エコストーションはそういう形でなかなか受け入れてくれないということで、回収ボックスについては、隗より始めよという言葉もありますし、今、県民の方がすごく来やすい県庁に変わりつつあるので、例えば県庁の1階のどこかに回収ボックスを置いたり、県庁が率先してそういう取組をやっているとアピールする上で、私は良いのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

### 加藤環境指導課長

梶原委員から、回収ボックスを県で設置してはどうかという御提言を頂きました。

回収した物をどこに引き取っていただくかというところで、どうしても今、詰まっている状況で、希少金属のお話もあったのですが、先ほどの発火の問題もあって、リチウムイオン電池自体のリサイクルがいまだ確立しておりません。

ちょうど今、大阪・関西万博で、サーキュラーエコノミーの週間をやっておりまして、各事業者がいろいろ展示ブースなども出されていますが、実証レベルであるというふうに我々も事業者から情報を頂いております。リチウムイオン電池を集めても、どうしても処分するためのコストが掛かってしまうという状況の中で、まずは市町村で回収を推進していただく。その上で、先ほども申しましたが、事業者のお話とか国の動きとかも見ながら、あるいは我々としても連携できる事業者などを探しながら、県としての取組も改めて検討していかなければと考えております。

梶原一哉委員

今後、市町村に任せ切りではなくて、県でしっかりと旗を振っていただいて、取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

達田良子委員

先ほど、御説明がありました徳島県日本語教育の推進に関する基本方針について、私もお聞きしたいと思います。

徳島県内で8,907名の外国人の方がいらっしゃって、働いておられる方が6,452人で、次第に増えているということなんですか、どういう職場で働いておられるのかは掴んでいるのでしょうか。

井口労働雇用政策課長

ただいま、県内でどのような事業所で働いている外国人の方が多いのかという御質問かと思います。

現在、徳島県内では、製造業で約2,171人、次に農業で760人程度、同じく卸売・小売業でも760人程度というところが、順番的に多いかと考えております。

達田良子委員

今、徳島県も人口減少で、なかなか人手がない中で、外国人の方の労働力が非常に期待されているんです。いろんな場所で活躍されていると思うんですけれども、この中で日本語がきちんと分からぬということで問題が発生しているということなんです。

今、12市町15か所で対面による日本語教室が開催されているということなのですが、課題を見ますと、日本語を学びたい外国人と日本語学習機会のミスマッチング、生活の場、また就職して対面で高齢者の方のお世話をしている場合に、何を言っているのか分からぬ、日本語なんだけれども阿波弁で言われたら何を言っているのか分からぬという方も御苦労されているのではないかと思うんです。

そういう場合に、徳島県独自の教科書といいかテキストみたいなものを作られるのでしょうか。

山田多文化共生・人権課長

徳島県独自の教科書といいますか、教材を作るかという御質問かと思います。

まず第一に、日本語教室は、先ほど委員がおっしゃいました全県で15か所、こちらにつきましては県委託以外のところも含めてございます。ただし、日本語教室となりますと開催日時が決まってまいりますので、お仕事をされている、学校へ通っている、そういう事情で、必ず行けないという外国人の方もいらっしゃると認識しております。

そこで、今回の基本方針には、デジタル教材の活用を盛り込んでおります。日時に関係なく、例えばパソコンやスマホ、こういうふうなものを活用して勉強ができる。言ってみれば、ビデオ教材といいますか、そういうふうな形を普及、推進していくことを盛り込んでおります。

また、委員がおっしゃるとおり、私も在住外国人の方、特に介護の現場の方から、高齢の方が使われるのが阿波弁ということで、母国等で勉強してきた日本語では全然分からぬといいうお話を聞いたことがあります。

そこで、阿波弁をはじめ、先ほども触れましたが、例えば防災ですとか、医療ですとか、そのような特化したテーマに関する教材につきましても作成、あるいは既存の教材の普及に取り組んでいきたいと考えております。

### 達田良子委員

デジタル教材が普及していったら一人でも学べるということで、便利であると思うんです。

ただ、コミュニケーション、会話といいますと、人と人との触れ合って覚えていくというのがとても大事ではないかと思うんです。

一人で学習する、そしてまた、あるときにはちゃんと定期的に人と触れ合って教室で学んでいける環境をつくっていくことが大事ではないかと思うんですけれども、労働の場を見ますと、日本語を教える人材や支援方法などのノウハウがないとか、事業者に日本語教室の情報が伝わっていないとか、日本語教育の重要性を感じていない事業所が見られるという課題が挙げられております。

大きな職場であれば、その職場で学べる場を設定してもいいのではないかと思うのですが、教える方がいないとなかなか教室も開催できないと思うのですが、日本語を教えるための人材育成とは、何か資格のようなものがあるのか、それとも講習を受けたらできるようになるのか、どういう状況なんでしょうか。

### 山田多文化共生・人権課長

日本語を教える人材に関しての御質問を頂いております。

例えば、日本語学校は、現在のところ、徳島県内では専門学校は徳島穴吹カレッジ1校でございますが、そちらで教えるとなりますと、国の認定を受けた日本語教師の資格が必要になっております。一方で、地域の日本語教室で教えるに当たっては、特段の資格等は必要ございません。

ですので、ボランティアの方が一緒に勉強するとか、これまで経験のある方が生徒の皆さんの中に立って教えるとか、そういうふうなパターンで今現在、勉強が進められているところでございます。

### 達田良子委員

ボランティアでも日本語教育に関わりたいという意欲がある方がいらっしゃいましたら、是非どんどん参加していただきたいと思うのですが、これを見ますと、日本語教室の経費不足など運営に関する懸念がありますと、人材不足や高齢化ということで懸念があるんですけども、経費不足というのが大変ですよね。お金が不足しているんです。

県としては、今後こういうふうな日本語教育の機会を設けるところに財政的な支援をしていく、今もあると思うんですが、今あるところ、それから新しくできるところに財政支援をきっちりしていく必要があるのではないかと思うんですけども、今の状況はどう

でしょうか。

### 山田多文化共生・人権課長

ただいま委員から、地域の日本語教室に対する経費面での支援ということで御質問を頂いております。

県が委託している地域の日本語教室に向けては、2か所開催している団体には35万円、それから1か所開催の場合は25万円、それぞれにこちらの経費を委託料という形でお支払いしております。

ただし、委員がおっしゃるとおり、より多くの経費があればより大きな活動ができる、たくさんの学生さんも受け入れができるということもございますので、今後、この方針策定によりまして、また県として国にも要望しまして、経費の確保に努めてまいりたいと思っております。

### 達田良子委員

是非、財政的な支援はしっかりと行っていただき、そして日本語教育をする場合に地域の方との触れ合いも並行して行っていただきたいと思うんです。特に、日本の地元に住んでいる若い人たちと触れ合うことも大事ではないかと思います。

お聞きいたしますと、東南アジアからおいでている方がほとんどで、東南アジアの文化として、高齢者、自分より年上の方を重んじる風習があって、非常に親切に介護してくださるというお話を伺いました。

ですから、そういう風習なども日本人と違いますので、そういうのも考慮しながら高齢者を敬う気持ちも感じていただけたらと、一緒に学びながらお互い文化交流をしていいのではないかと思いますので、是非そういう触れ合いのある教室も増やしていただきたいと思います。

それともう一つ、ここに書いてあるのですが、雇用主に地域日本語教室や外国人にも理解しやすいやさしい日本語が知られておらず、情報伝達手段の改善が強く望まれますという言葉があるんですけど、やさしい日本語、NHKでもやさしい日本語ニュースをやってくれたりしていますが、これは教科書か何かがあるんでしょうか。勉強不足で申し訳ないです。

### 山田多文化共生・人権課長

やさしい日本語に関する御質問を頂いております。

やさしい日本語は、正に簡単な表現、理解しやすい言葉、あるいはだらだら長々としゃべらずに短く言う。一例を挙げますと、津波が来ます、高台へ避難してくださいでは少々難しくなりますので、大きな波が来ます、高い所に逃げるというふうな、分かりやすい表現にするというのが、やさしい日本語でございます。

やさしい日本語に関しましては、国あるいはこれまでに策定している自治体もございます。市町村で作成しているところもございますが、徳島県につきましては、まだこれからということもありますので、今後、国や他県、市町村の事例も参考にしながら、やさしい日本語が普及するように努めてまいりたいと思います。

### 達田良子委員

できましたら是非、分かりやすいテキストを作っていただいて、みんなが目に触れることができるよう、各職場ですとか、いろんなところに配布して、こういうふうな言い方があるのかと、私たちも大きな発見をすることもございますので、是非どこにあるのかを探しに行かないといふという状況ではなくて、いつもどこでもあるといふ状況にしていただけたらと思います。

それと最後なのですけれども、パブリックコメントを実施されるんですよね。10月にパブリックコメントを実施されるということですが、できるだけ多くの御意見を寄せていただけ、良い案にしていただけたらと思うんですけれども。少なくとも今現在は15か所でやっていると。そういうところの皆さんには御意見を出していただけたらと思います。

そして、そのほかの外国人の方も、日本語を学びたいんだけどどこに行ったらいいか分からぬと思っておられる方もいらっしゃると思うので、いろんな方に御意見を寄せていただけるように、国際交流団体などにも協力をお願いして、形式だけのパブリックコメントではなくて、意見がたくさん寄せられるパブリックコメントにしていただけたらと思うんですけど、どうでしょうか。

### 山田多文化共生・人権課長

パブリックコメントに多くの意見が寄せられるようにという点につきまして、委員から御質問を頂いております。

パブリックコメントの実施につきましては、ただ単にホームページに載せましたで終わらずに、例えば市町村や国際交流団体、あるいはいろんな団体を通じまして、実施していくことをお伝えいたしますとともに、パブリックコメント以前に、市町村の担当窓口、あるいはこれも国際交流団体のほうに素案をお送りし、個別に意見を聞いたりという取組もしております。

また、日本語教育総合調整会議のメンバーを中心に、あるいは市町村の担当課を訪問いたしまして、こういう方針を策定することを紹介いたしますとともに、御意見を頂くようなことで今現在も進めているところでございます。

いろんなところから意見聴取を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

### 達田良子委員

是非よろしくお願ひいたします。

日本の人口減少がやはりどんどんと進んでいっており、労働力を頼らざるを得ないことがあると思います。

ただ、働いていただくだけではなくて、生活環境、そして住んでいて徳島県は良いところだと思いながら幸せに暮らせるような、そういう状況をつくっていただけたらと思います。それで日本語教育を受けて非常に良かった、役に立ったと言われるようには是非取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう1点、最低賃金引上げに関する件で、本会議でもお尋ねしたんですけども、県は

国の政策、業務改善助成金等によって改善していくというお答えでございました。

それで、業務改善助成金につきましては、県が徳島県賃上げ応援サポート事業を付けております。今、この県の事業の実績がどれぐらいあるのか、業務改善助成金については3倍にもなっておりますと言わわれておりますけれども、徳島県賃上げ応援サポート事業についてはどうなのかお尋ねいたします。

井口労働雇用政策課長

徳島県賃上げ応援サポート事業、国の業務改善助成金の上乗せ助成についての御質問を頂きました。

本会議でお話もさせていただきましたとおり、国の業務改善助成金につきましては、対前年度で約2.6倍、約3倍というような活用事例でございます。具体的に言いますと、130件増えて333件でございます。

業務改善助成金は最低賃金の改定の答申が出てから多く申請される場合がございます。

この333件に対応できるように、県としましても、昨年度6月補正予算及び2月補正予算で予算をお願いし、お認めいただきまして確保しているところでございます。

現在8月末時点で、県に249件の申請が来ておりまして、申請が助成金のベースで7,892万8,000円、これと社会保険労務士が申請のお手伝いをした場合に上乗せ支援することになっています。こちらが249件の内数になりますが、うち98件において社会保険労務士が主だった御支援をなされまして、こちらにつきましては810万6,000円、合計で8,703万4,000円を現在申請いただいている状況でございます。

達田良子委員

これは予算に対して何%になりますか。

井口労働雇用政策課長

昨年余った予算等々で、現在繰越しもお認めいただきながら、1億8,000万円ほど繰越しの総額として余りが出てございます。

8,700万円が、現在申請が来ている状況です。

達田良子委員

かなりまだゆとりがあるということですね。

この徳島県賃上げ応援サポート事業につきましては、業務改善助成金を申請していないと県の上乗せがないと思うので、大元の業務改善助成金を申請していかないといけないわけです。

県のお知らせを見ますと、令和7年度の徳島県賃上げ応援サポート事業を募集していますが、令和6年度についても、令和8年3月2日に申請期限を延長しましたというチラシが出ているんですけれども、令和6年度を更に延長しているのは、お金にかなりゆとりがあるということをしているのですか。

井口労働雇用政策課長

国の業務改善助成金は、それぞれ年度ごとで申請することが可能になっています。1事業者さんが毎年、業務改善助成金を活用することが可能であるということでございます。

先ほど申し上げました333件につきましては、昨年度、徳島労働局で受け付けた件数でございます。

当初の予定では、国でこの333件を受け付け、それぞれ事業主が業務改善に資するような設備投資を行ってというところの期限を2月中としていたのですが、多くの事業者からの要望でも、国の処理が追い付いていないあるとか、納期の問題であるとかで、この333件が今年度4月を超えて今現在でも、国の方で執行されているという状況でございます。

委員お話しの、延長しましたというのは、令和6年度に国の業務改善助成金を受けた対象の方につきましても、年度を超えてもしっかりと対応できますと提示しているということでございます。

あわせて、令和7年度の分につきましては、今年度申請された方についても御案内するということで、御理解いただければと思います。

#### 達田良子委員

そうしましたら、徳島県賃上げ応援サポート事業に申し込みされて、この事業が適用された事業所の労働者数は、5人以下とか、6人以上とか、そういうのは分かりますか。

#### 井口労働雇用政策課長

現在、まだそこまでの整理ができておりません。申し訳ございません。

#### 達田良子委員

そうしましたら、従業員数が一人、二人という小さなところもあるんですけども、また後ほど従業員数別で資料を頂けたらと思います。

それから業種別従業員数、そういう詳しい資料を頂けたらと思いますので、資料請求して終わりたいと思います。

#### 庄野昌彦委員

6月の総務委員会で、鳴門で繁茂して、史上最強の侵略植物で害をもたらすナガエツルノゲイトウという植物について質問しましたけれども、その後、何かで採ったり、駆除したりした経過があるのかどうか。あればお聞きしたいと思います。

#### 松本サステナブル社会推進課長

ただいま庄野委員より、ナガエツルノゲイトウの駆除の状況につきまして御質問を頂きました。

ナガエツルノゲイトウの駆除の取組といたしまして、県におきましては平成24年度に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく防除計画を作成しておりまして、この防除計画を進めるために土地・河川管理者へ防除従事者証を発行しまして、駆除作業を推進しているところでございます。

今年度におきましても、鳴門市内では、例えば大谷川ですとか、宮川内谷川とかで駆除作業を実施しているところでございまして、引き続き、特定外来生物の拡大を防ぐため、県ホームページでの周知、広報とともに取り組んでいるところでございます。

### 庄野昌彦委員

最近、外来種がいろいろ問題を起こしておりますと、過去にもオオキンケイギクとか、動物で言えばミシシッピアカミミガメ、これは鳴門のレンコンの食害ということで結構問題にもなっておりました。ヒアリもそうですし、いろんな外来種が入ってきて地域の生態系を壊していくということもございますので、それらの対策についても目を光させて、市町村の皆様方、また住民の方々とも連携を密にして、広がらないように、また適切な捕獲、駆除をよろしくお願い申し上げます。

それから市民の方々から、ここに繁茂しているとか、そういう情報があれば、適切に対処をお願いしたいと思います。

次に、私は先日、日和佐うみがめ博物館カレッタに行ってまいりました。日和佐うみがめ博物館カレッタは今年の7月19日にグランドオープンしておりまして、内容も非常に充実しておりました。

この前身が書かれておりましたけれども、1950年、今から75年前に日和佐中学校ウミガメ研究会が発足しておりますと、そこで教諭が中学校の生徒たちと一緒にウミガメの研究を始めて、その時研究のために持ち帰った卵を孵化させて、孵化した一頭、今も浜太郎という75歳のカメが生きているということで、環境教育にもなるし、非常に重要な良いものができたと思っております。皆様方もまた一度行っていただけたら、非常に勉強になるだろうと思いました。

その中で、海洋プラスチックごみの問題がクローズアップされておりました。

海洋プラスチックごみといつてもたくさんありますけれども、陸上で使われていた商品、言わば買物袋とか、いろんなプラスチック製品が河川を通して海に流れ込んで、そして紫外線の影響でそれがマイクロプラスチックになって、またいろんな魚の体内へ取り込まれて、カメがプラスチックごみを食べて死ぬということもあったり、そういうことが言われておりました。

ごみの問題というのはSDGsの14項目にもございまして、海の豊かさを守ろうということで、海洋プラスチックごみをいかに少なくしていくかが、地球上の大きな問題であると私も認識しております。

その中の一つに漁具、これはゴーストギアといわれておりますと、ほとんどがプラスチックでできていて、流出したり投棄されたりして、長い間持ち主を失って海中を漂う漁具を幽霊に例えた言葉なんですけれども、ゴーストギアが問題になって、カメの首とか手に巻き付いたりして死んで打ち上げられていると。これはカメだけではなくて、アザラシとか、いろんな海に住む生物を苦しめているということで、これについても何とかしなければいけないといわれております。

そういう意味で、海洋プラスチックごみ問題については、県としても、市町村、NPOの皆さん方とも海岸のごみを拾ったり、あと啓発活動をしたりしていると思うんですけども、現状と海洋プラスチックごみを発生させないための行動、例えばゴーストギアの原

因といわれる漁具の放出、流出などを、漁協の方々とかいろんな方々に対して啓発していく必要があると思います。

非常に多くの広い質問をしてしまったんですけれども、海洋プラスチックごみ、特にゴーストギアを増やさないような取組を、今後どんな形でやっていくのか。これはカメだけの問題ではなくて、いろんな影響のある課題です。大きな問題として、県としても環境への取組、海洋生態系の保全体制のこともございますので、これらの見解についてお聞きしたいと思います。

### 加藤環境指導課長

ただいま庄野委員より、海洋プラスチックごみ対策について御質問を頂きました。

委員からもお話のありましたマイクロプラスチックをはじめ海洋プラスチックごみ問題は、世界中で年間800万tということで、2050年には魚の数を超えるのではないかという指標が出ていたりまして、生態系あるいは漁業を営む方への影響なども懸念されており、世界中でその低減をどうしていくかについての検討が進められております。

県におきましては、海洋ごみの円滑な回収、それから啓発の推進ということで、この二つを両輪と位置付け、海岸の管理者の方やボランティアの皆さんと一緒に連携しながら対策に取り組んでいるところでございます。

回収といたしましては、環境省の補助事業を活用いたしまして、県が管理する河川や港湾の管理部局と連携して海岸緑地の清掃活動を展開するとともに、市町村が実施する海岸清掃活動への支援も実施しているところでございます。

また、啓発につきましては、今年度から小学校を対象に海岸漂着物を活用した作品を展示して子供たちに学んでいただく、海ごみ問題学習プロジェクトをスタートしております。既に応神小学校、それから海南小学校、今後は市場小学校や加茂名南小学校等でも、先ほど委員からもありましたが陸上から発生するものが海洋ごみの8割といわれておりますので、日常生活から発生するポイ捨てのゴミが海に流れ着き海洋ごみとなっていくということで、普段の生活からそういうのをやめる、気を付ける、拾うということを、海洋ごみを見て学ぶことで、未来を担う若い世代の子供さん方から意識啓発に取り組んでおります。

それから、海洋ごみ問題について、瀬戸内海の連携で、14県合同で取り組む瀬戸内海プラスチックごみ対策ネットワークが立ち上がっておりまして、県としてもその中に入つて、3日後の9月28日から10月5日までの間、ゆめタウン徳島で、昨年県庁のホールに展示しておりました海洋漂着物を使った大型のオブジェを展示して、併せて海洋ごみを使ったクラフト教室なども子供さん方に体験していただきて、海洋ごみ問題に関する情報発信を行いますとともに、来月18日には小松海岸で、ボランティアの皆さん、ロータリークラブの関係者の皆さんも一緒に海岸清掃活動を行つて、実際に今の海の現状を知つて、自分たちの生活をどう守っていくのか、環境保全していくのかを学ぶ機会を作りたいと思っております。

それから、漁具のお話もございました。先ほども言いましたように、海洋プラスチックごみの8割が陸上由来、ポイ捨てあるいは不法投棄とか、そういったものから出るという話もございます。そういうことで、県としては、まずは適正処理をする、不法投棄の撲滅が一番問題解決につながるということで、国と市町村あるいは県警とも一緒に不法投棄等撲滅・ネットワーク会議を立ち上げておりますが、ここに海上保安庁あるいは県漁連の

方にも入っていただきまして情報共有を進めることで、正に海の環境を守るためにどうしていくのか、既に会議の中でも情報共有を進めて取り組んでいるところでございます。

そういう中で、水産の部分については、我々農林水産部とも連携しながら、漁具をはじめとした様々な海洋ごみ対策について、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

### 庄野昌彦委員

様々な取組が進められているということで安心しました。

漁具は、ロープや漁網とかはほとんどプラスチックでできていて、何十年も海中を漂つて、例えば底に沈んだら重要な資源の伊勢エビに絡みついて死んだりしているというような事象があって、そのゴミの量が、プラスチックごみの少なくとも10%を占めているだろうといわれているのを見ました。

YouTubeなどでも網に掛かったアザラシを救出する作業とかも出ていますけれども、何気なく捨てた漁網でそういう影響を受けているということで、今も多分、いっぱい海底とか海中にあると思うんです。回収するのもなかなか難しいかもしれませんけれども、そういう啓発をするのは大事だと思います。

子供たちが日和佐うみがめ博物館カレッタに行って、あそこに展示されている状況を見て、網に掛かっている悲しいカメの姿を見たら多分心を痛めて、子供の環境啓発の部分では非常に良い施設だと思いましたので、子供たちが遠足とかでそういう所に行って、環境の勉強なんかもしてくれたら有り難いと思いました。引き続き、これからもよろしくお願ひします。

最後に、先日、今定例会の事前委員会が終わった後、徳島県議会地域公共交通・四国新幹線導入促進議員連盟で勉強会をしていただきました。これは古川会長をはじめ、応援を頂きまして、本当にありがとうございました。

南海フェリー株式会社の小林社長さんが来られて、皆さん方にも現状を聞いてほしいということで1時間少々お話をしてくれたんですけど、南海フェリーは、徳島県にとっては和歌山とを結ぶ公共交通で、乗用車、トラックをはじめ人だけの利用もできますけれども、非常に重要な海上の路線でございまして、私も、もし仮に南海トラフ巨大地震や津波で道路等々が分断された場合の海上輸送の重要性を本当に強く感じました。

和歌山から物資が海上輸送される、現状で車を運ぶということだけでなく、南海トラフ巨大地震のことも考えれば、南海フェリーの存続が徳島県としての非常に重要なメリットだと思っております。

そういう意味で披露すると、今現在、あいとかつらぎという2隻で運航しているんですが、かつらぎが既に耐用年数を超えるなど更新の時期に来ていて、更新するには50億円ぐらいのお金が掛かるとお聞きしましたけれども、それを捻出していくのが1企業では非常に難しい。南海フェリー株式会社は南海グループの1会社でございますので、南海グループが付いているのですけれども、まるまるおんぶに抱っこというわけにはなかなか。あいのときは、まるまるおんぶに抱っこで、お金を出していただいて建造したらしいんですけど、その建造費30億円も今ずっと返している状況であって、存続に向けてなかなか厳しい状況にあると言わされておりました。

徳島県、徳島市、全体としてもメリットのある公共交通路線なので、県としても何とか

これからの中継に向けた話合い等々もあるうかと思いますけれども、是非親身になってお話を乗っていただいて、県民の路線を守るんだということで応援をお願いできないかと思います。

6月の総務委員会の時にも少し申し上げましたが、ちょうど徳島県議会地域公共交通・四国新幹線導入促進議員連盟で小林社長さんがおいでてお話しいただきましたので、その状況についても委員会の中で少しお話をさせていただきました。一つよろしくお願ひ申し上げます。

### 橋本交通政策課長

ただいま庄野委員より、南海フェリーの厳しい現状とそれにどう対応していくのかといった御質問を頂いてございます。

委員の御説明がありますように、南海フェリーを取り巻く環境は大変厳しい状況でございます。

古くは平成10年の明石ルート開通の時に、四国から本州へのヒト、モノの流れが大きく陸上のほうにシフトしまして、それから平成21年には1,000円高速、全国共通料金制に伴う料金面での優位性の喪失、それから令和に入りました船舶燃料の国際的な規制、SOx規制に伴いまして、価格の高い燃料への切替え、それからコロナの影響等々、非常に厳しい経営環境が続いてございます。

こうした中、本県と和歌山県で利用促進等々に取り組んでいたところでございまして、南海フェリー株式会社におきましても人件費、運航経費の圧縮、お得なチケット、好きっぷの販売などで各種の収支改善に取り組んできたものの、先ほど御案内がございましたように、2隻のフェリーのうち、かつらぎが建造から26年と更新時期を迎えております。

この船舶更新費用が大きな課題となってございまして、南海フェリーからは、こうした厳しい状況の共有とともに、船舶更新に対して何らかの支援が得られないかといった形での要請を以前から頂いておりますけれども、約50億円といった大きな金額ですので、何らかの支援を得られないかといったところもお話を頂いてございます。

この航路につきましては、本県と近畿圏を結びます重要なルートの一つであると考えてございます。

その一方で、委員からお話がありましたように、南海フェリーは関西のほうで南海電気鉄道株式会社（南海電鉄）を親会社とする民間フェリー会社でもございますので、1隻目のあいは南海電鉄から資金を借りまして、リプレイス、更新したところでございます。

船舶更新に関しましては、まず親会社も含めまして、民間事業者による船舶更新や更新後の将来展望といったところの十分な検討がなされるものと認識してございます。

本県としましても、これまで和歌山県、徳島市、和歌山市といった関係自治体と連携しまして、航路が続くように取り組んできたところでございます。

引き続き、南海フェリーを通じまして海上交通の利用状況、船舶の更新計画、更新後の将来展望などの状況を十分にお聞きしまして、関係自治体とともに対応を検討してまいりたいと考えてございます。

### 庄野昌彦委員

よろしくお願ひいたします。

私も今年の8月上旬に南海フェリーを利用して、孫たちと一緒に南紀白浜温泉まで行って、白浜で海水浴をして、南海フェリーで帰ってきました。

パンダはいなくなりましたけれども、白浜にはサファリパークがあります。そこはかなり人が来ていましたけれども、南海フェリーを降りて、和歌山から白浜まではものすごい立派な道が通っていて、南海フェリーは2時間の船旅ですが、日頃なかなか船旅とかに触れられない子供たちは非常に喜んでいて、デッキに登って海を見たり、またトラックの運転手さんも乗っておりましたけれども、トラックの運転手さんはその分休憩ができるということで、フェリーが日本の中で少しずつ減ってきてている状況と聞いておりますけれども、うちの場合は南海トラフ巨大地震の部分がございます。

フェリーがあればそこで入浴もできるし、ごはんも作って食べられるしというふうな、危機的なときには非常に重要な役割になりますので、それだけに、そういうふうにさせてというのではないんですけど、地域の公共交通でありますので、私たちもそうでありますけど、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

古野司委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、申し上げます。

扶川議員から発言の申出がありました。

委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされております。

まず、扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

ごみ処理の広域化のことと、今聞いていた外国人労働者のことについてお伺いします。

古野司委員長

委員各位にお諮りいたします。

扶川議員の発言を許可したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

扶川敦議員

先に、外国人労働者の失踪の議論がされまして、少し気になるので。

日本語教育というのは非常に大事で、それが無かつたら意思疎通できませんけど、私の家にもオーストラリア人が娘の婿として来ていますが、言葉だけではないです。生活習慣全般、考え方は、相当深いところまで付き合わないと分からないものです。

その中で、失踪防止をしようと思ったら、その人が本当に何を考えて何に困っているの

か、どういう感覚で日本人に接しているのか、日本の文化を受け入れようとしているのか、深いところまでのサポートが要ると思うんです。

これはどの外国人についてもそうだろうと思うので、前から主張しているのですが、ピアサポーター、要するに外国人で日本に既に定着している人たちの力を借りて、心の深いところまで相談できるような体制を是非とっていただきたい。これだけ一言お願ひしたいと思います。

### 山田多文化共生・人権課長

扶川委員外議員より、ピアサポート、既に徳島県内に在住されている外国人の皆さんの協力を得ての支援ということで御質問を頂いております。

先ほども触れましたが、公益財団法人徳島県国際交流協会に相談窓口を設けており、英語、中国語、ベトナム語の相談員を配置しております。

そのうち、中国語、ベトナム語につきましては、既に日本に来られている中国人の方、あるいはベトナムの方を相談員として迎えまして、より外国人の方に添った形での相談対応をしております。

また、この度の基本方針につきましても先ほど少々触れましたが、既に徳島に来られて日本語を習得されたような方も活用してはどうかという御意見も頂いております。

こちらについては、正に委員外議員の御意見に沿ったようなものと考えております。

このような形で、日本語教育だけではございません、是非そういうふうな交流の場をどんどん作っていきたいと考えております。

### 扶川敦議員

面接に同行するとか、その窓口だけでお話を聞くのではなくて、深い付き合い、伴走支援が必要だと思いますので、是非今後とも強化していただきたいと思います。

それでは、ごみ処理の広域化について伺います。

令和3年度から今年度までの第5期徳島県廃棄物処理計画の中には、一般廃棄物について補章2で、ごみの処理の広域化・集約化計画が掲載されております。平成10年度からの徳島県ごみ処理広域化計画では、徳島市は単独で、その他東部の市町を三つのブロック、南部、西部はそれぞれ1ブロックで広域化を図るという計画でしたが、今、人口減少の中で処理体制の継続は困難になると見て、従来の区割りを見直して東部全体を、徳島市も含めて1ブロックとして、これに南部と西部を加えた3ブロックを目指すように見直したのが、現行の令和3年の広域化計画です。

ところが、県内の実情を見ますと、徳島市などが進めようとしていた広域化計画は、前の市長の下で市が脱退して崩壊した。1市2町の中央広域環境施設組合も板野町が脱退した。こんなことでいいのかという思いです。

最初に伺いますが、そもそも広域化、集約化する意義はどこにあるのか、簡単にお答えください。

### 加藤環境指導課長

扶川委員外議員より、ごみ処理施設の広域化の意義について御質問いただきました。

国におきましては、市町村のごみ処理施設につきまして、地域における人口減少とか、そういったことも含めて持続可能な適正処理を推進するため、効率化、円滑化を図るために、施設の集約化を図るべく、市町村に対して通知を発出して、施設整備に関する交付金の中で広域化、集約化を要件とするなど、全国的に推進を図ってきているところでございます。

### 扶川敦議員

国の文書を見ますと、もう少し書いてあります。市町村の広域化計画は、広域化・集約化に係る手引きというので、国で定められております。

その中に、更なる広域化、集約化の推進に当たっては都道府県の果たす役割が重要であり、都道府県の関与、連携による先進的な広域化、集約化の促進により、市町村等の取組を後押しすることが重要であるとしております。

県の後押しというのは、もう少し踏み込んで、技術的支援や情報提供だけでなく、例えば国からの交付金活用などの制度の周知であるとか、中には奈良のように直接、県が支援、お金を出しているところもあります。

そこで伺いますが、来年度、県は第6次の広域化計画を策定するわけです。その計画を実のあるものにするためには、今現在、県内市町村にある動きに対して、広域化に誘導するような働き掛けをしていく必要があるのではないでしょうか。どのようにお考えですか。

### 加藤環境指導課長

ただいま扶川議員より、ごみ処理施設広域化について市町村に働き掛けていくべきではないかという御質問を頂きました。

先ほども申し上げました昨今の情勢を踏まえ、国においては、更なる広域化を進めるべきということで通知も出ておりますところ、一般廃棄物は、飽くまで法律上は市町村に処理責任がございまして、市町村がその責務を十分果たせるよう、広域自治体として県が必要な技術的助言を行うことが求められており、広域的なごみ処理の推進が進むよう、県といたしましては市町村の総合調整機能を發揮することが、通知の中でも記されているところでございます。

国におきましては、昨年の3月に新たなごみ処理施設の広域化の指針として、2050年までの中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について、各市町村・自治体に通知を発出しており、この通知に基づき、本県といたしましては、令和32年、2050年までを計画期間とする長期の広域化、集約化計画を令和9年度末までに策定することが示されております。

県といたしましても、この通知の規定に基づきまして、まずは通知の中にあります地区協議会を県が立ち上げるというふうになっておりますので、県が主体となって令和8年度に地区協議会を設置いたしまして、市町村との合意形成を図りながら、広域ブロックの区割りの中でどういうふうな施設の整備計画や処理体制にしていくのか、各市町村の御意向、御意見も踏まえながら、令和9年度の計画策定を進めていきたいと考えているところでございます。

### 扶川敦議員

この働き掛けをするに当たって、今、国がしっかりと後押ししようとしているんですから、国が設けている支援措置について、きちんと市町村に理解していただいて、それが市町村の理事者だけでは駄目です。議会議員、ひいては住民にも理解していただくところまで話が進んでいかないとうまくいきません。

建設費に対する交付金措置、地方債の充当率、償還時の交付税措置、何重にも広域化というものは優遇されている。それに加えて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律以降は、プラスチックを資源化しなければ、建設に交付金が出なくなるだけではなくて、処理費に対する特別交付税も出ない。もう本当に大変なことになるんです。そういう認識を持っていただいた上で、広域化を進めていく必要があると思います。

徳島市が一旦進めていた広域化の枠組みから抜けた時には、これがどれだけ徳島市自身も含めて損害になるかということが、議会ですら十分説明がされなかつたし、その議論も膨らまなかつたと私は認識しています。

中央広域環境施設組合から板野町が脱退したのも、最大の理由は、一般論としては単独処理よりは広域処理が財政面で有利だと分かっていても、トンネルコンポストで処理した後の段階でどれだけ処理費が膨れ上がるか、副管理者にさえきちんと説明されていなかつた。これに激怒した町長が脱退を決断したんです。

ごみ処理というのは、きちんとした情報開示とオープンな議論が必要です。そうでないと無用な対立、場合によっては大金が動きますから、汚職事件だって生みかねないような問題なんです。

過去に、全国でそういう問題がありました。徳島でも過去にもいろんな問題が起きました。制度の周知と併せて情報公開をきちんとやりなさいということも、市町村に徹底していただきたい。どうでしょうか。

### 加藤環境指導課長

扶川議員から、各市町村あるいは広域連合等のごみ処理施設の推進について、県が支援する方法についての御提言を頂きました。

県といたしましては、先ほども言いました国の通知に基づき、もちろん広域化をしたほうが有利な財政措置があるとか、あるいは今後の状況も踏まえた上で広域化を進めるべきという國の方針なども含めて、既に御相談いただいている各市町村に対して情報共有、情報提供、あるいは意見交換を適宜実施しているところでございまして、この点については継続して支援していきたいと考えております。

各市町村がどういった形で、住民の皆さん、地域の皆さんと合意形成を図っていくのかは、やはり地方自治法上、一般廃棄物が市町村の自治事務となっている以上、そのあたりについては当然市町村の進め方を尊重した上で、県としては生活環境上の支障がないかとか、環境関連の法律上の支障がないかとか、そういうものも含めて、側面的な支援を進めながら、総合調整機能としての合意形成が図られるように取り組んでいければと考えております。

### 扶川敦議員

広域化は、基礎自治体が一緒にやるわけです。今、一部事務組合をつくったときに、市町村の首長が勝手に動いたり、激怒して脱退したり、広域化の枠組みの中で、声が全然尊重されていないです。住民にもそれが伝わっていない。それがトラブルの元なんです。

県も直接乗り出してやることだってできるという規定になっていて。徳島県ぐらいの人口だったら、100万都市だったら自前で造れるような溶融炉を一つ造ったら、あるいはストーカー炉を一つ造ったら貯えるぐらいの量なんです、ごみの量って。2050年には48万人になるんですから。そのぐらいの考え方で、県自身がもっと深く関わっていくべきだと私は思います。

県が果たす役割に関しては、焼却による灰を、1割ぐらい灰になると思うんですが、溶融して埋め立てて、量を大きく減らして、同時に希少な資源を取り出す。先ほどリチウムイオン電池の話もありましたけど、貴重な資源を取り出す、海ごみからも取り出すことができます。そういう取組を、国として進めようとしています。

県は今、これについてどのように取り組んでいるか説明してください。

#### 加藤環境指導課長

ただいま、灰溶融を含めた技術的なお話について、扶川委員外議員より御質問を頂きました。

現在、国立環境研究所と民間事業者等が連携いたしまして、そういった新たな技術開発、新たな処理スキームの検討を進めているところでございまして、本県についても、国立環境研究所、民間事業者からも協力を求められております。そういった技術開発についての情報提供、情報共有、あるいは研究への協力については、県としても積極的に対応していくことで、オンラインで既に合同の会議を一度開催しております、引き続きそういう取組の協力をていきたいと考えております。

#### 扶川敦議員

是非、その取組を進めていただきたい。

処分場に灰を持っていく費用も大変なんです。埋め立てる費用も負担なんです。これは、できれば県がそういうものを造ったら、全ての市町村が歓迎します。そういうものを率先して進めていくためにも広域化が必要なんです。民間に投げてしまうだけではうまくいきません。

そういう観点で、これからしっかりと市町村に働き掛けて、来年度の計画から、2050年に向けた計画を実のあるものにするようにお願いして、質疑を終わります。

#### 古野司委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

生活環境部・労働委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、生活環境部・労働委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第18号

これをもって、生活環境部・労働委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。 (12時17分)